地域包括支援センターではこんな仕事をしています

介護予防ケアマネジメント

自立した生活を支援します

皆さんの心身の状態に合わせて介護予防の支援をします。

○要支援1・2と認定された方⇒　介護予防ケアプランを作成し、介護予防サービスなどを受けられるように事業者等との調整を行います。

○介護や支援が必要となるおそれがある方⇒　お住まいの町が実施する介護予防プログラムに参加できます。必要な事業を利用する事で、日常生活に必要な能力を維持・改善します。

保健師

社会福祉士

主任ケアマネージャー

権利擁護

皆さんの権利を守ります

毎日を安心して生活できるように、情報提供や相談をお受けします。

○虐待の防止
虐待を受けている本人、その家族や介護者からの相談窓口として早期発見・被害防止を図ります。

○悪質商法の被害防止
消費者被害を未然に防ぐための取り組みや情報提供を関係機関と連携して行います。

○成年後見制度で支援
財産の管理や日常生活上の契約などに対して不安を抱えている方へ、**成年後見制度**の活用を支援します。

認知症等により判断能力が不十分な方について、財産管理などに関する契約の締結を行う代理人の選任などの支援を行う制度です。

総合相談・支援

介護・福祉・保健・医療に関する総合相談窓口です

みなさんが抱える生活全般の悩み・相談に対して、主任ケアマネジャー・保健師・社会福祉士などの専門職が対応し、適切なサービスや解決のための連携をとります。

包括的・継続的ケアマネジメント

多方面から支援します

適切なｻｰﾋﾞｽの提供と住みやすい地域づくりを支援します。

地域のケアマネジャーが円滑に仕事ができるよう支援を行うほか、高齢者の皆さんがより暮らしやすい地域にするため、行政や地区組織、医療機関などさまざまな関係機関とのネットワーク作りに力を入れていきます。